

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令案参照条文

目次

○	都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・	1
○	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・	29

○ 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）（抄）
（都市再生緊急整備地域）

第一条 都市再生特別措置法（次条において「法」という。）第二条第三項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。

名称	地域
札幌都心地域	札幌市中央区、北区及び東区の区域のうち、市道東二丁目線と市道北九条線との交会点を起点とし、順次同市道、市道西二丁目線、市道北十条線、市道西五丁目線、市道北六条線、市道西六丁目線、市道北四条線、市道西七丁目線、市道大通南線、市道西六丁目線、市道南二条線、市道西八丁目線、市道南三条線、市道西六丁目線、市道南四条線、一般国道三十六号線、主要市道真駒内篠路線の東側端線、市道南一条線、市道東二丁目線、市道大通南線、市道東四丁目線、市道北三条線の南側端線、中央区北三条東十五丁目百二十四番一と同区北三条東十四丁目二百八十四番五、同区北三条東十五丁目百二十四番二、同丁目百二十四番三及び同区北三条東十四丁目二百八十四番一との境界線、同区北三条東十五丁目百二十四番一及び東区北四条東十六丁目十六番と同区北四条東十五丁目十六番との境界線、中央区と東区との区界線から四十メートル北側の線、札幌圏都市計画道路八・七・三十八苗穂駅前広場連絡歩道の東側及び北側端線に相当する線、市道東十一丁目南線、札幌圏都市計画道路七・四・四十苗穂駅連絡通の北側端線に相当する線、札幌圏都市計画道路三・四・二十八東八丁目・篠路通の東側端線に相当する線、同区北六条東八丁目二百一番八と同区北五条東八丁目二百一番三十七との境界線、同区北六条東八丁目十二番五十八と同区北五条東八丁目一番四との境界線、同都市計画道路の西側端線に相当する線、市道北六条線の北側端線、市道東五丁目北線、同区北七条東四丁目一番五、同丁目八番二十一、同丁目八番二十七及び同丁目八番二

	仙台都心地	大宮駅周辺 地域
十八と同丁目八番十五との境界線、同丁目十五番五十八と同丁目八番十五、同丁目八番二十九及び同区北六条東四丁目八番三十との境界線、同区北七条東四丁目十五番五十八、同丁目十五番六十七、同丁目十五番四十八及び同丁目十五番四十九と同区北六条東四丁目一番二との境界線、同区北七条東三丁目十五番六十六、同丁目十五番十五、同丁目十五番十六、同丁目十五番十七、同丁目十五番十八及び同丁目二番三と同区北六条東三丁目一番一との境界線、市道東三丁目線、一般道道花畔札幌線並びに市道東二丁目線を経て起点に至る線（都市計画道路、主要市道真駒内篠路線、市道北三条線及び札幌圏都市計画道路三・四・二十八東八丁目・篠路通の西側端線に相当する線との交差点から市道東五丁目北線との交差点までの市道北六条線以外の道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域	仙台市青葉区、宮城野区及び若林区の区域のうち、青葉区と宮城野区との区界線と一般国道四十五号線との交差点を起点とし、順次同国道、県道仙台泉線、市道北一番丁一号線、市道晩翠通線、市道区画街路北三号線、市道西公園通線、市道元鍛冶丁線、市道晩翠通線、市道片平五橋通線、市道北目町通線、市道愛宕上杉通二号線、市道中央一丁目西宮城野線、市道東八番丁小田原（その一）線、市道榴岡四丁目四号線、市道榴岡四丁目二号線、市道宮城野通線、市道榴岡三丁目一号線、市道榴岡三丁目二号線、市道東八番丁小田原（その二）線、市道東八番丁小田原（その三）線、市道元寺小路福室（その七）線及び青葉区と宮城野区との区界線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域	さいたま市大宮区及び中央区の区域のうち、市道二万六十六号線と県道さいたま春日部線との交差点を起点とし、順次同県道、埼玉新都市交通伊奈線の西側端線、大宮区錦町九十八番と同区錦町八十八番及び同区錦町九十一番一との境界線、市道一万十一号線の東側端線、市道一万十九号線、一般国道十七号線、県道新方須賀さいたま線、市道二万八十一号線、市道

	さいたま新都心駅周辺	さいたま市大宮区の区域のうち、吉敷町四丁目（さいたま新都心土地区画整理事業の施行区域に限る。）の区域	二万九十九号線、市道二万百十四号線並びに市道二万六十六号線を経て起点に至る線（市道一万十一号線以外の道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域
川口駅周辺	川口市の区域のうち、県道川口上尾線と市道横曽根第二百五十八号線との交差点を起点とし、順次同市道、東日本旅客鉄道東北本線、市道幹線第二十号線、市道幹線第十九号線、市道横曽根第百十九号線、市道幹線第二号線、東日本旅客鉄道東北本線、市道中央第五十六号線、市道幹線第八号線、川口都市計画道路三・四・六十四号環状本町飯塚線の南側端線に相当する線、川口都市計画道路三・四・六十五号環状中央通り線の東側端線に相当する線、川口都市計画道路三・四・六十六号環状八間通り線の北側端線に相当する線、市道幹線第七十六号線及び県道川口上尾線を経て起点に至る線（都市計画道路以外の道路又は鉄道にあつては、その中心線）で囲まれた区域	さいたま市中央区の区域のうち、新都心の区域	
千葉駅周辺	千葉市中央区の区域のうち、市道富士見九号線と市道弁天二十七号線との交差点を起点とし、順次同市道、東日本旅客鉄道総武本線、新千葉一丁目と同二丁目との境界線、市道千葉港黒砂台線、市道新千葉三十二号線、市道新千葉四十号線、市道新千葉三十八号線、市道登戸四十三号線、京成電鉄千葉線、一般国道十四号線、市道中央赤井町線、市道中央十三号線、市道中央二号線、市道京成千葉中央駅線、市道栄町一号線、市道中央二十一号線、市道千葉駅富士見線及び市道富士見九号線を経て起点に至る線（道路又は鉄道にあつては、その中心線）で囲まれた区域並びに中央四丁目（十一番六に限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域		

松戸駅周辺地域		柏駅周辺地域
松戸市の区域のうち、市道六地区二百五十四号と新京成電鉄新京成線との交会点を起点とし、順次同鉄道、主要幹線一級市道三十号、県道松戸野田線、主要幹線一級市道二十七号、主要幹線一級市道三十一号、市道六地区四百二十一号、松戸千二百二十六番二と松戸千二百二十七番四及び松戸千二百二十七番五との境界線、松戸千二百二十六番四及び岩瀬四百七十三番四と松戸千二百二十七番五との境界線、岩瀬四百七十三番四と岩瀬四百七十九番及び岩瀬四百七十三番九との境界線、岩瀬四百七十三番一と岩瀬四百七十三番九及び岩瀬四百七十三番十二との境界線、岩瀬四百七十三番十八と岩瀬四百七十三番十二、岩瀬四百七十三番十一及び岩瀬四百七十三番八との境界線、主要幹線二級市道六十八号、岩瀬四百六十番五と岩瀬四百三十四番七との境界線、岩瀬五百五十番五と岩瀬五百五十番九、岩瀬五百五十番八及び岩瀬五百五十番四との境界線、岩瀬六百一番と岩瀬六百二番との境界線、岩瀬三十八番三と岩瀬三十八番七との境界線、市道六地区三百四十四号、主要幹線一級市道三十一号、市道六地区二百五十五号並びに市道六地区二百五十四号を経て起点に至る線（鉄道又は道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域		柏市の区域のうち、あけぼの一丁目（市道二十七―百十五号線の区域に限る。）、末広町（四番から七番まで及び十五番並びにこれらの区域に介在する道路の区域並びに一般国道六号線及び市道柏駅西口線の区域を除く。）、柏一丁目、二丁目及び四丁目（東日本旅客鉄道常磐線の西側端線以西の区域に限る。）並びに中央町（八百十七番九、八百十七番十、八百十七番十七から八百十七番二十一まで、八百十七番二十六、八百十七番二十九、八百十七番七十三、八百十七番七十六、八百十七番七十七、八百十七番七十九、八百十七番八十、八百十七番八十二、八百十七番百四及び八百十七番百五に限る。）の区域

東京都心・
臨海地域

東京都千代田区、中央区及び港区の区域のうち、首都高速一号線と千代田区と中央区との区界線との交会点を起点とし、順次同区界線、日本橋川の中心線、特別区道千第一百一号、都道白山祝田町線、千代田区丸の内一丁目と同区皇居外苑との境界線、一般国道一号線、都道日比谷芝浦線、特別区道千第四百四十六号、都道白山祝田町線、都道外濠環状線、一般国道一号線、特別区道千第四百四十八号、都道霞ヶ関渋谷線、都道外濠環状線、一般国道二百四十六号線、都道環状三号線、都道日比谷芝浦線、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線の南側端線に相当する線、同都市計画道路支線五の南側端線に相当する線、東海旅客鉄道東海道新幹線、特別区道第百九十六号線、特別区道第七百四十八号線、特別区道第千百十四号線、港区海岸二丁目と同区芝浦一丁目及び同区海岸一丁目との境界線、海岸線、隅田川の北側端線、亀島川の西側端線、日本橋川の南側端線、都道東京市川線、特別区道中日第八号線、特別区道中日第六号線並びに首都高速一号線を経て起点に至る線（都市計画道路以外の道路又は鉄道にあつては、その中心線）で囲まれた区域（東京都立浜離宮恩賜庭園の区域を除く。）

東京都中央区の区域のうち、佃一丁目から三丁目まで、月島一丁目から四丁目まで、勝どき一丁目から六丁目まで、豊海町及び晴海一丁目から五丁目までの区域

東京都港区の区域のうち、台場一丁目（十番及び十一番を除く。）及び二丁目の区域

東京都江東区の区域のうち、豊洲一丁目から六丁目まで、東雲一丁目及び二丁目（首都高速湾岸線以北の区域に限る。）、有明一丁目（平成十四年十一月十四日以後に公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による竣功認可のあつた埋立地を除く。）、二丁目及び三丁目（十五番から十七番まで及び平成二十二年六月七日に同法の規定による竣功認可のあつた埋立地を除く。）並びに青海一丁目及び二丁目の区域

秋葉原・神 田地域	品川駅・田 町駅周辺地 域
東京都千代田区及び台東区の区域のうち、一般国道四号線と特別区道台第五十五号との交差点を起点とし、順次同特別区道、特別区道千台第五号、特別区道千第六百三十八号、都道神田白山線、一般国道十七号線、都道外濠環状線、神田川、特別区道千文第三号、特別区道千第一百一号、日本橋川、千代田区と中央区との区界線及び一般国道四号線を経て起点に至る線（道路又は河川にあつては、その中心線）で囲まれた区域	東京都港区及び品川区の区域のうち、特別区道第千三十号線と特別区道第八百三十号線との交差点を起点とし、順次同特別区道、特別区道第八百二十九号線、港区芝浦三丁目百十七番及び同丁目十一番七十二と同丁目十一番百十八との境界線、同丁目十一番七十二と同丁目十一番三、同丁目十一番七十一、同丁目十一番百三十八、同丁目十一番百三十七及び同丁目十一番四との境界線、同区芝四丁目三百三十六番六及び同丁目三百三十六番十二と同区芝浦三丁目十一番四との境界線、同区芝四丁目三百三十六番十二及び同丁目三百三十六番六と同区芝五丁目三百十五番一との境界線、特別区道第二百二十号線、一般国道十五号線、特別区道第千二十四号線、同区三田四丁目五番一と同丁目四番一との境界線、同丁目五番一、同丁目五番六十六から六十八まで、同丁目五番五十六、同丁目五番二及び同区三田三丁目四百七番九と同区三田四丁目七番との境界線、同区三田三丁目四百七番九と同丁目四百七番五との境界線、特別区道第九百八号線、一般国道十五号線、東京都市計画道路幹線街路環状第四号線の北側端線に相当する線、一般国道一号線の東側端線、同都市計画道路の南側端線に相当する線、特別区道第千二十四号線、特別区道第千五十一号線、特別区道第三百二十八号線、特別区道第千五十二号線、特別区道第八百四十四号線、一般国道十五号線、特別区道Ⅲ―一号線、特別区道準幹線三十号線、特別区道Ⅲ―十九号線、特別区道Ⅲ―十二―一号線、特別区道Ⅲ―十二号線、

	新宿駅周辺地域
特別区道Ⅲ―九十号線、特別区道第千百三十四号線、特別区道第千百三十五号線、特別区道第千百三十六号線、特別区道第二百四十三号線、都道日本橋芝浦大森線、都道品川埠頭線、同区港南三丁目及び同区芝浦四丁目と同区港南一丁目との境界線、東日本旅客鉄道東海道線、都道日比谷芝浦線並びに特別区道第千三十号線を経て起点に至る線（都市計画道路及び一般国道一号線以外の道路又は鉄道にあつてはその中心線とし、同区港南三丁目及び同区芝浦四丁目と同区港南一丁目との境界線から東日本旅客鉄道東海道線に移るにはその最初の交差点から移るものとする。）で囲まれた区域	東京都新宿区の区域のうち、新宿三丁目、四丁目、五丁目（都道芝新宿王子線以西の区域に限る。）及び六丁目（特別区道三十一―三百十及び特別区道三十一―三百十一以西の区域に限る。）、歌舞伎町一丁目及び二丁目、内藤町（東京都市計画道路幹線街路環状第五の一号線の東側端線に相当する線以西の区域に限る。）、西新宿一丁目、二丁目、三丁目（二十番を除く。）、五丁目（一番から五番まで及び十三番に限る。）及び六丁目から八丁目まで並びに北新宿一丁目（都道新宿両国線及び都道東京所沢線以南の区域に限る。）及び二丁目（一番及び十九番から二十二番までに限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域 東京都渋谷区の区域のうち、千駄ヶ谷五丁目と代々木二丁目との境界線と新宿区と渋谷区との区界線との交差点を起点とし、順次同区界線、都道四谷角筈線の西側端線、北緯三五度四一分一六秒・三一東経一三九度四一分五八秒・五四の地点から北緯三五度四一分一六秒・六五東経一三九度四一分五八秒・五四の地点まで、同地点から北緯三五度四一分一五秒・二〇東経一三九度四一分五八秒・八九の地点まで及び同地点から北緯三五度四一分一五秒・五八東経一三九度四二分〇秒・六七の地点までそれぞれ引いた線並びに千駄ヶ谷五丁目と代々木

大崎駅周辺 地域	二丁目との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域
羽田空港南 ・川崎殿町 ・大師河原 地域	東京都品川区の区域のうち、特別区道Ⅱ―十六号と都道環状六号線との交会点を起点とし、順次同都道、目黒川、東日本旅客鉄道山手線、都道北品川四谷線、特別区道Ⅱ―六十八号、特別区道幹線一級三号、特別区道Ⅱ―八十号、特別区道Ⅱ―百三十号、特別区道Ⅱ―百三十一号、特別区道Ⅱ―百二十九号、特別区道Ⅱ―百三十二号、特別区道幹線一級二号、特別区道幹線一級三号、東海旅客鉄道東海道新幹線、目黒川、特別区道Ⅱ―二十二号、特別区道Ⅱ―五十三号、特別区道Ⅱ―五十一―②号、特別区道Ⅱ―五十号及び特別区道Ⅱ―十六号を経て起点に至る道路、河川又は鉄道の中心線で囲まれた区域、北品川五丁目（十番七号及び二十号に限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域
	東京都大田区及び川崎市川崎区の区域のうち、北緯三五度三二分四〇秒・三四東経一三九度四六分二秒・四三の地点を起点とし、順次同地点から北緯三五度三二分四一秒・〇二東経一三九度四六分〇秒・四一の地点まで、同地点から北緯三五度三二分三九秒・四二東経一三九度四五分五七秒・〇五の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四一秒・七三東経一三九度四五分五五秒・四二の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四四秒・一四東経一三九度四五分三七秒・三四の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四二秒・九九東経一三九度四五分三六秒・七五の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四四秒・八〇東経一三九度四五分三二秒・五一の地点まで及び同地点から北緯三五度三二分四六秒・九五東経一三九度四五分二九秒・七六の地点までそれぞれ引いた線、東京都市計画道路幹線街路環状第八号線の南側端線に相当する線、海老取川の東側端線、多摩川の北側端線、北緯三五度三二分三九秒・〇六東経一三九度四五分四六秒・七〇の地点から北緯三五度三二分二二秒・八六東経一三九度四五分三六秒・六八の地点まで引いた線、多摩川の南側端線、市道旭町第十三号線、一般国

渋谷駅周辺 地域	
東京都渋谷区の区域のうち、特別区道第八百七十二号と一般国道二百四十六号線との交差点を起点とし、順次同国道、特別区道第六百六号、特別区道第九百号、特別区道第八百九十八号、都道芝新宿王子線、特別区道第千四百十五号、特別区道第九百五十七号、特別区道第八百六十二号、特別区道第八百五十八号、特別区道第三百八十一号、特別区道第八百六十三号、東京都計画道路補助線街路第六十号線の中心線に相当する線、特別区道第三百九十六号、特別区道第三百九十四号、特別区道第三百九十八号、特別区道第八百四十二号、特別区道第三百八十九号、都道環状六号線、特別区道第四百五十五号、特別区道第四百三十三号、特別	道四百九号線、市道中瀬第十四号線、京浜急行電鉄大師線の中心線、市道東門前第十一号線、市道大師河原第四号線、県道東京大師横浜線、一般国道四百九号線、東日本旅客鉄道東海道貨物支線の西側端線、市道皐橋水江町線、市道殿町夜光線、同区小島町と同区夜光一丁目との境界線、末広運河、多摩運河、多摩川の南側端線並びに北緯三五度三二分二秒・四三東経一三九度四五分三八秒・四六の地点から北緯三五度三二分三八秒・四七東経一三九度四五分四八秒・三七の地点まで、同地点から北緯三五度三二分三秒・六八東経一三九度四五分五八秒・八一の地点まで、同地点から北緯三五度三二分三四秒・九二東経一三九度四分〇秒・九四の地点まで、同地点から北緯三五度三二分三八秒・九八東経一三九度四五分七秒・三七の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四〇秒・五六東経一三九度四六分〇秒・七二の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四〇秒・〇三東経一三九度四六分二秒・二八の地点まで及び同地点から起点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線（都市計画道路以外の道路又は運河にあつては、その中心線）で囲まれた区域（同区小島町（川崎港港湾計画において工業用地、都市機能用地又は公共用地として定められた区域に限る。）の区域及び運河の区域を除く。）

	区道第四百三十四号、特別区道第四百五十三号、特別区道第八百七十号、東京都市計画道路補助線街路第十八号線の西側端線から二十メートル外側の線に相当する線、東京急行電鉄東横線、特別区道第五百四十七号、都道芝新宿王子線及び特別区道第八百七十二号を経て起点に至る線（都市計画道路以外の道路又は鉄道にあつては、その中心線）で囲まれた区域
池袋駅周辺地域	東京都豊島区の区域のうち、文京区と豊島区との区界線と一般国道二百五十四号線との交差点を起点とし、順次同国道、東武鉄道東上本線、池袋一丁目及び池袋二丁目と西池袋一丁目との境界線、特別区道十一―百十、特別区道十一―七百十、特別区道十一―十三、特別区道十二―八百二十、特別区道十二―九百六十、特別区道十二―九百七十、特別区道十二―七百九十、特別区道十二―九百九十、特別区道十二―六百八十、東日本旅客鉄道山手線、西武鐵道池袋線、特別区道十二―二百二十、都道芝新宿王子線、南池袋三丁目及び南池袋四丁目と南池袋二丁目との境界線、特別区道四十二―二百、特別区道四十二―二百六十、都道音羽池袋線、南池袋四丁目と南池袋二丁目及び東池袋五丁目との境界線並びに文京区と豊島区との区界線を経て起点に至る線（道路又は鉄道にあつては、その中心線）で囲まれた区域
横浜都心・臨海地域	横浜市神奈川区の区域のうち、鶴屋町（市道青木浅間線以南の区域に限る。）及び金港町（一般国道一号線以西の区域に限る。）の区域 横浜市西区の区域のうち、北幸一丁目及び二丁目、楠町（市道青木浅間線以東の区域に限る。）、浅間町（市道青木浅間線以東で県道横浜生田以北の区域に限る。）、南幸一丁目及び二丁目、高島一丁目及び二丁目、平沼一丁目（県道横浜生田以北の区域に限る。）並びにみなとみらい一丁目から六丁目までの区域、桜木町四丁目から七丁目までの区域（一般国道十六号線以東の区域に限る。）、市道栄本町線（みなとみらい大橋の区域に限る。）の区域、横浜国際港都建設計画道路三・一・七号栄本町線支線一号線の区域に相当する区域及び

	横浜上大岡駅西地域	浜川崎駅周辺地域	川崎駅周辺地域
同都市計画道路の整備に関連して埋立てを実施する横浜港港湾計画に定める区域並びに市道高島台第二百九十五号線（国際橋の区域に限る。）の区域 横浜市中区の区域のうち、内田町の区域、桜木町一丁目から三丁目までの区域（一般国道十六号線以東の区域に限る。）、海岸通、北仲通、本町、元浜町、南仲通、弁天通、太田町、相生町、住吉町、常盤町、尾上町、真砂町、港町、羽衣町（一般国道十六号線以南の区域に限る。）、蓬萊町、万代町、不老町及び翁町の区域、扇町一丁目から三丁目までの区域（市道山下高砂線以北の区域に限る。）、長者町二丁目から五丁目までの区域（市道横浜駅根岸線以東の区域に限る。）、新港一丁目及び二丁目、日本大通、横浜公園及び山下町の区域、山手町及び元町の区域（市道山下町第八十四号線以北の区域に限る。）並びに市道高島台第二百九十五号線（国際橋及び新港橋の区域に限る。）の区域	横浜市港南区の区域のうち、上大岡西一丁目（六番、九番、十四番十一号、十二号、十六号、十七号、十九号及び二十一号から三十五号まで並びに十五番から十八番までに限る。）の区域及びこれらの区域に介在する道路の区域	川崎市川崎区の区域のうち、小田栄二丁目、鋼管通四丁目及び五丁目、南渡田町、浅野町（市道浅野町第九号線以西で市道浅野町第十号線以北の区域並びに二千七百二十八番二十五及び二千七百二十八番二十八から二千七百二十八番三十六までに限る。）並びに浜町二丁目（県道東京大師横浜以南の区域に限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域	川崎市川崎区及び幸区の区域のうち、東京都と神奈川県との境界線と東日本旅客鉄道東海道本線との交会点を起点とし、順次同鉄道、県道川崎府中線、市道幸第六号線、市道中幸町第四号線、市道大宮町第二百四号線、市道大宮町第二百五号線、市道柳町第十号線、市道柳町第十一号線、市道柳町第四号線、東日本旅客鉄道南武線、市道駅前本町第二十八号線、同市

	相模原橋本 駅周辺・相 模原駅周辺 地域
道との交会点から川崎区日進町一番十四に隣接する地点を経て市道日進町第三十三号線との 交会点に至る市道日進町第三十二号線、市道日進町第三十三号線、市道小川町第十二号線、 市道小川町第二号線、県道扇町川崎停車場線、市道砂子第十二号線、市道砂子第二号線、市 道砂子第八号線、市道砂子第一号線、市道本町第十号線、川崎区砂子一丁目三番二号と同区 本町二丁目十四番二号との境界線、同区駅前本町二十一番一と同区駅前本町二十一番六との 境界線、京浜急行電鉄本線及び東京都と神奈川県との境界線を経て起点に至る線（鉄道又は 道路にあつてはその中心線とし、市道柳町第四号線から東日本旅客鉄道南武線に移り、又は 市道日進町第三十二号線から市道日進町第三十三号線に移るにはその最初の交会点から移る ものとする。）で囲まれた区域（幸区大宮町二十番一から二十番五まで、二十番七から二十 番十五まで、二十二番一から二十二番四まで、二十三番一から二十三番六まで、二十四番 一、二十四番三及び同区柳町六十九番並びにこれらの区域に隣接する道路の区域を除く。）	相模原市緑区及び中央区の区域のうち、市道東橋本大山と市道橋本小山との交会点を起点と し、順次同市道、市道橋本六十六号、市道橋本七十一号、市道橋本六十九号、市道橋本七十 五号、市道橋本二十七号、市道橋本駅北口、市道相原高校前通、東日本旅客鉄道横浜線、一 般国道十六号線、市道橋本百三号、市道橋本九十二号、市道橋本石神、市道大山氷川、市道 宮上横山、東日本旅客鉄道横浜線及び市道東橋本大山を経て起点に至る道路又は鉄道の中心 線で囲まれた区域 相模原市中央区の区域のうち、北緯三五度三四分五九秒・九八東経一三九度二二分二五秒・ 九八の地点を起点とし、順次同地点から北緯三五度三五分一〇秒・二〇東経一三九度二二分 六秒・四七の地点まで、同地点から北緯三五度三五分六秒・四一東経一三九度二二分三秒・ 五〇の地点まで、同地点から北緯三五度三五分四秒・三五東経一三九度二二分二秒・三二の

	本厚木駅周辺地域	新潟都心地域
地点まで、同地点から北緯三五度三五分一秒・八二東経一三九度二分一秒・六四の地点まで、同地点から北緯三五度三四分五〇秒・五四東経一三九度二分一秒・七九の地点まで、同地点から北緯三五度三四分五三秒・七八東経一三九度二分二秒・三〇の地点まで、同地点から北緯三五度三四分五四秒・二二東経一三九度二分二秒・四六の地点まで及び同地点から起点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線で囲まれた区域	厚木市の区域のうち、県道本厚木停車場線と県道上粕屋厚木線との交会点を起点とし、順次同県道、市道中町十号線、市道中町九号線、市道本厚木岡田線、市道旭町中町一号線、市道旭町二十七号線、市道旭町二十一号線、市道本厚木岡田線、小田急電鉄小田原線、市道厚木町中町二号線、市道中町二十三号線及び県道本厚木停車場線を経て起点に至る道路又は鉄道の中心線（市道厚木町中町二号線にあつては、その東側端線）で囲まれた区域	新潟市中央区の区域のうち、市道南一―十二号線と市道南一―十号線との交会点を起点とし、順次同市道、市道南一―百三十七号線、市道南一―五号線、一般国道百十三号線、一般国道七号線、信濃川の東側端線、市道南二―五号線、主要地方道新潟小須戸三条線、市道弁天町線、市道小島下所島線、市道南二―五十八号線、北緯三七度五四分四一秒・六三東経一三九度三分二秒・八一の地点から北緯三七度五四分三七秒・六一東経一三九度三分二秒・一七の地点まで引いた線、市道南二―三十四号線、市道南二―百五十六号線、市道南二―百八号線、主要地方道新潟黒埼インター笹口線、市道南五―十二号線、市道南五―四号線、市道南五―十三号線、市道南二―九十一号線、北緯三七度五四分四五秒・五九東経一三九度三分五四秒・四六の地点から北緯三七度五四分四八秒・〇九東経一三九度三分五四秒・五三の地点まで引いた線、市道南二―六十八号線、市道南一―十九号線、市道南一―十七号線、

	福井駅周辺地域	岐阜駅北・柳ヶ瀬通周辺地域	名古屋駅周
市道南一―十八号線、市道万代沼垂線及び市道南一―十二号線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域、万代三丁目の区域並びに万代島の区域 新潟市中央区の区域のうち、市道上大川前通西湊町通線と市道西大畑町秣川岸通線との交差点を起点とし、順次同市道、市道中央三―十六号線、一般国道百十六号線、市道護国神社線、市道一番堀通入船線一号、市道川端町東堀前通線、信濃川の西側端線、北緯三七度五五分四秒・六五東経一三九度三分二一秒・六七の地点から北緯三七度五五分五秒・一七東経一三九度三分二〇秒・六六の地点まで引いた線、市道中央三―九十九号線、市道川端町入船線一号、市道中央三―九十四号線及び市道上大川前通西湊町通線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域	福井市の区域のうち、大手二丁目及び三丁目、中央一丁目、日之出一丁目（市道東部二―七号線の北側端線以北の区域を除く。）及び二丁目（一番、二番、八番、九番、十二番及び十三番に限る。）並びに手寄一丁目（一番から十五番まで及び二十番に限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域	岐阜市の区域のうち、市道長住町二丁目加納大手町線と市道長住町線との交差点を起点とし、順次同市道、市道真砂橋本線、市道橋本町二丁目加納富士町三丁目線、東海旅客鉄道東海道本線、名古屋鉄道名古屋本線及び市道長住町二丁目加納大手町線を経て起点に至る道路又は鉄道の中心線で囲まれた区域 岐阜市の区域のうち、一般国道二百五十六号線と市道若宮町線との交差点を起点とし、順次同市道、県道岐阜羽島線、一般国道百五十七号線及び一般国道二百五十六号線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域	名古屋市東区、西区、中村区、中区及び中川区の区域のうち、市道泉第七号線と市道外堀相

辺・伏見・栄地域		名古屋臨海地域
生町線との交差点を起点とし、順次同市道、市道外堀町通、市道大津通、一般国道十九号線、県道名古屋津島線、市道江川線、市道上笹島町線、市道堀内町第一号線、市道広井町第二号線、市道広井町線、市道輪ノ内町第七号線、市道西藪下輪ノ内町線、市道菊井一丁目第一号線、市道則武新町三丁目第一号線、市道広井町線第一号、県道名古屋甚目寺線、市道牛島町第三号線、市道名駅第十六号線、市道駅西第四十七号線、市道駅西第五十六号線、県道名古屋津島線、市道牧野第四十三号線、市道牧野第四十六号線の南側端線、市道牧野第五十三号線の南側端線、中村区平池町四丁目一番三と同丁目一番二との境界線、同丁目五十一番十と同丁目五十一番八、同丁目六十番十二及び同丁目六十番五との境界線、同丁目五十一番七と同丁目二百五十二番との境界線、同丁目五十一番六と同丁目二百五十四番との境界線、同区下米野町一丁目五十五番一と同丁目五十五番二との境界線、さしまライブ二十四土地区画整理事業区画道路十三―二号線、同区画道路九―一号線、市道愛知名駅南線、市道日置下広井線、市道下広井町線、市道江川線、市道下笹島町線、市道三蔵通、一般国道十九号線、市道白川通、市道伊勢町通、市道若宮大通、市道武平通、市道南久屋南新町線、市道堀田高岳線、市道久屋駿河町線、市道武平町線並びに市道泉第七号線を経て起点に至る線（市道牧野第四十六号線及び市道牧野第五十三号線以外の道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域		名古屋市港区の区域のうち、市道江川線と市道東海橋線との交差点を起点とし、順次同市道、市道中川運河東線、市道中川運河東線支線第三十九号線、市道港北東西第二十二号線、市道港北東西第二十三号線及び市道江川線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域（名古屋市港区の区域のうち、一州町（一番三、一番十一から一番十三まで及び七十八番から八十番までに限る。）の区域

	中部国際空 港東・常滑 りんくう地 域
名古屋市港区の区域のうち、野跡二丁目（十七番、十八番及び十九番一から十九番四までに限る。）、三丁目（一番一から一番七までに限る。）及び四丁目（市道稲永公園線及び市道庄内川左岸線の区域並びに市立稲永公園以西の区域を除く。）の区域 名古屋市港区の区域のうち、北緯三五度三分五秒・七二東経一三六度五一分七秒・四四の地点を起点とし、順次港湾道路ロサンゼルス大通の南側端線、臨港道路南京大路の東側端線、臨港道路メキシコ大通の北側端線、北緯三五度二分四六秒・八六東経一三六度五〇分四三秒・四九の地点から北緯三五度二分四四秒・一七東経一三六度五〇分四五秒・七四の地点まで、同地点から北緯三五度二分四九秒・二九東経一三六度五〇分五一秒・九六の地点まで及び同地点から北緯三五度二分三七秒・五七東経一三六度五一分四秒・四三の地点までそれぞれ引いた線、海岸線並びに北緯三五度二分三七秒・八〇東経一三六度五一分六秒・八〇の地点から北緯三五度二分四〇秒・四八東経一三六度五一分三秒・九七の地点まで、同地点から北緯三五度三分三秒・九五東経一三六度五一分九秒・九〇の地点まで及び同地点から起点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線で囲まれた区域	常滑市の区域のうち、セントレア一丁目及び三丁目から五丁目までの区域（常滑市都市計画において市街化区域として定められた区域に限る。） 常滑市の区域のうち、名古屋鉄道常滑線の西側端線と市道二千二号線の中心線との交差点を起点とし、順次同中心線、多屋町三丁目と鯉江本町一丁目及び鯉江本町三丁目との境界線、りんくう町一丁目と鯉江本町三丁目及び鯉江本町四丁目との境界線、市道新開町線の北側端線、市道二千六十四号線の中心線、市道鯉江本町線の北側端線、鯉江本町三丁目五十三番三と同丁目五十三番一との境界線及び同線を延長した線、同丁目五十三番二と同丁目五十三番一との境界線、同丁目十二番一と同丁目六番との境界線、同丁目七十二番一及び同丁目七番

	京都駅周辺地域
一と同丁目四十七番との境界線、同丁目七番一と同丁目五十番との境界線、同丁目七番六と同丁目六番二との境界線、同丁目七番三と同丁目六番三との境界線、鯉江本町二丁目九十九番と同丁目百六番との境界線並びに名古屋鉄道常滑線の西側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域並びにりんくう町一丁目から三丁目までの区域（常滑市都市計画において市街化区域として定められた区域に限る。）	京都市下京区及び南区の区域のうち、鴨川と府道梅津東山七条線との交差点を起点とし、順次同府道、市道安寧経二号線、市道梅巡経一号線、市道塩小路通、府道七条大宮四ツ塚線、市道木津屋橋通、市道壬生通、府道梅津東山七条線、市道千本通、市道朱雀緯一号線、市道中堂寺経八号線、一般国道九号線、西日本旅客鉄道山陰線の西側端線、下京区中堂寺北町五番三、同区中堂寺北町五番六、同区中堂寺北町五番四及び同区中堂寺北町五番五と同区中堂寺北町十番三との境界線、市道新千本通の東側端線、一般国道九号線、市道天神通、市道中堂寺通、市道御前通、市道西七条緯二号線、市道西七条経七号線、府道梅津東山七条線、市道新千本通の東側端線、市道梅小路通の東側端線、同区梅小路日影町一番二十四及び同区梅小路日影町一番二十七と同区梅小路日影町一番十六との境界線、同区梅小路日影町一番二十と七、同区梅小路日影町一番二十八及び同区梅小路日影町一番と同区梅小路日影町一番二十との境界線、同区梅小路日影町一番と同区梅小路日影町一番十五、同区梅小路日影町一番十一及び同区梅小路日影町一番十二との境界線、同区梅小路頭町一番及び同区梅小路頭町一番九と同区梅小路頭町一番七との境界線、南区八条源町一番二と同区八条源町四番二との境界線、下京区観喜寺町と南区八条源町及び同区八条町との境界線、西日本旅客鉄道山陰線、府道七条大宮四ツ塚線、市道梅巡経二号線、市道安寧緯六号線、一般国道一号線、市道東寺道、市道新町通、市道南第四緯五号線、府道伏見港京都停車場線、市道八条通、市道南第三

	京都南部油 小路通沿道 地域	大阪城公園 周辺地域
経一号線、下京区屋形町十七番と同区屋形町十八番五との境界線を延長した線並びに鴨川を経て起点に至る線（市道新千本通及び市道梅小路通以外の道路、一般国道九号線以北の西日本旅客鉄道山陰線以外の鉄道又は河川にあつては、その中心線）で囲まれた区域	京都市南区及び伏見区の区域のうち、市道新町通と市道京都環状線との交差点を起点とし、順次同市道、近畿日本鉄道京都線、市道久世橋通、京都市計画道路広路四号油小路通の西側端線に相当する線、鴨川、市道上鳥羽竹田線、府道南インター竹田線、市道油小路通の西側端線から三十メートル外側の線、市道新城南宮道、市道中島経十四号線、市道竹田経七十四号線、市道下鳥羽経七十八号線、市道丹波橋通、京都市公共下水道洛南三号幹線の中心線に相当する線、市道観月橋横大路線、東高瀬川、府道伏見向日線、市道竹田経六十六号線、市道新城南宮道、市道油小路通の東側端線から三十メートル外側の線、市道竹田出橋通、近畿日本鉄道京都線、鴨川、市道洛南緯十一号線、市道洛南経十号線及び市道新町通を経て起点に至る線（都市計画道路以外の道路、鉄道又は河川にあつては、その中心線）で囲まれた区域	大阪市都島区、東成区、城東区及び中央区の区域のうち、西日本旅客鉄道大阪環状線と一般国道一号線との交差点を起点とし、順次同国道、市道東野田方面南北五号線、市道桜宮小学校表通線、市道東野田方面東西二十二号線、市道京橋大阪城線、市道片町茨田線の北側端線、市道片町徳庵線、都島区と中央区との区界線、同区大阪城と同区城見一丁目との境界線、市道恵美須町城東線、市道築港深江線、市道東成区第八百九十三号線、北緯三四度四〇分四四秒・一五東経一三五度三二分七秒・一七の地点から北緯三四度四〇分四四秒・三〇東経一三五度三二分九秒・三九の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四四秒・九六東経一三五度三二分九秒・三八の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四四秒・九八東経一三五

度三二分九秒・二六の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四五秒・四五東経一三五度三二分九秒・二四の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四五秒・四五東経一三五度三二分九秒・三九の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四六秒・五〇東経一三五度三二分九秒・三四の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四六秒・四五東経一三五度三二分九秒・九四の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四六秒・九八東経一三五度三二分一〇秒・〇九の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四六秒・七七東経一三五度三二分一秒・六五の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四八秒・二九東経一三五度三二分一秒・九八の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分五〇秒・五五東経一三五度三二分一秒・二六の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分五〇秒・九〇東経一三五度三二分一秒・二六の地点まで及び同地点から北緯三四度四〇分五三秒・〇六東経一三五度三二分一秒・六一の地点までそれぞれ引いた線、市道築港深江線、市道本町左専道線、市道城東区第八百三十八号線、市道城東区第二千三百四十二号線、城東区森之宮二丁目十七番一と同丁目十番三との境界線、同丁目十七番四と同丁目十六番三との境界線及び同線を延長した線、同区中浜一丁目及び同区嶋野西四丁目と同区森之宮二丁目との境界線、同区嶋野西二丁目と同区森之宮二丁目及び同区森之宮一丁目との境界線、中央区城見一丁目と城東区森之宮一丁目との境界線並びに西日本旅客鉄道大阪環状線を経て起点に至る線（市道片町茨田線以外の道路又は鉄道にあつては、その中心線）で囲まれた区域

大阪市中央区の区域のうち、市道赤川天王寺線と都島区と中央区との区界線との交会点を起点とし、順次同区界線、北区と中央区との区界線、同区北浜東及び同区石町二丁目と同区天満橋京町との境界線、同区石町二丁目と同区石町一丁目との境界線、同区島町二丁目と同区島町一丁目との境界線、市道高麗橋線並びに市道赤川天王寺線を経て起点に至る線（道路に

大阪駅周辺 ・中之島・ 御堂筋周辺 地域	あつては、その中心線）で囲まれた区域 大阪市福島区の区域のうち、福島一丁目の区域（市道曾根崎川北岸線以南で府道大阪伊丹線 以東の区域に限る。）並びに福島六丁目及び七丁目の区域（大阪駅大深西地区土地区画整理 事業の施行区域及び大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道線支線の区域に相当す る区域に限る。） 大阪市西区の区域のうち、市道南北線以東の区域 大阪市北区の区域のうち、豊崎六丁目及び七丁目、中津一丁目から三丁目まで及び五丁目、 大淀中一丁目並びに大淀南一丁目の区域（大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道 線支線の区域に相当する区域（大阪都市計画道路路広路四御堂筋線の東側端線に相当する線以 西の区域に限る。）及び大阪駅大深西地区土地区画整理事業の施行区域に限る。）、茶屋 町、芝田一丁目及び二丁目、大深町、角田町、小松原町、曾根崎二丁目並びに梅田一丁目か ら三丁目までの区域並びに西天満一丁目から四丁目まで、曾根崎新地一丁目及び二丁目、堂 島一丁目から三丁目まで、堂島浜一丁目及び二丁目並びに中之島一丁目から六丁目までの区 域（市道裁判所東筋線、市道鳥居筋線及び府道恵美須南森町線以西の区域に限る。） 大阪市中央区の区域のうち、府道恵美須南森町線以西で府道大阪枚岡奈良線及び市道難波境 川線以北の区域	難波・湊町 地域
		大阪市中央区及び浪速区の区域のうち、市道浪速区第九千三十三号線と市道南北線との交会 点を起点とし、順次同市道、一般国道二十五号線、府道高速大阪池田線、市道浪速区第九千 四十八号線、市道浪速区第九千五十七号線、市道浪速区第九千五十一号線、市道浪速区第九 千五十五号線、市道浪速区第九千四十八号線及び市道浪速区第九千三十三号線を経て起点に 至る道路の中心線（市道南北線にあつては、その北側端線）で囲まれた区域

	阿倍野地域	大阪コスモスクエア駅 周辺地域	堺東駅西地 域	千里中央駅 周辺地域	高槻駅周辺 地域
道浪速区第八千九百四十七号線以西の区域に限る。）の区域	大阪市阿倍野区の区域のうち、阿倍野筋一丁目及び二丁目、旭町一丁目及び二丁目並びに松崎町二丁目（三番及び十番に限る。）の区域（大阪都市計画道路Ⅰ・一・二尼崎平野線の北側端線に相当する線以南で大阪都市計画道路三・二・七金塚南北線の西側端線に相当する線以東の区域に限る。）並びにこれらの区域に介在する道路の区域	大阪市住之江区の区域のうち、南港北一丁目及び二丁目（一番及び五番から九番までに限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域	堺市堺区の区域のうち、北花田口町一丁から三丁まで、南花田口町一丁及び二丁、北瓦町一丁及び二丁、中瓦町一丁及び二丁、南瓦町（市道翁橋三号線の中心線以西の区域を除く。）並びに三国ヶ丘御幸通（四十九番、五十九番一、七十七番二、八十一番二、八十三番から八十五番まで及び八十六番二並びに北緯三四度五七分三一秒・九四東経一三五度四八分四三秒・〇七の地点を起点とし、順次市道三国ヶ丘御幸通南三国ヶ丘一号線の中心線並びに南瓦町、新町、一条通、五月町、榎元町二丁及び榎元町一丁と三国ヶ丘御幸通との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域を除く。）の区域	豊中市の区域のうち、新千里東町一丁目（一般国道四百二十三号線及び府道大阪中央環状線の区域を除く。）の区域	高槻市の区域のうち、府道伏見柳谷高槻線と府道西京高槻線との交会点を起点とし、順次同府道、高槻都市計画道路三・五・二十古曽部西冠線の西側端線に相当する線、市道安満新町天神線の北側端線、市道高槻駅前線、西日本旅客鉄道東海道本線の南側端線、市道高槻駅松

	原線の北側端線、市道大学町一号線、市道北園町九号線、市道阪急北側線及び府道伏見柳谷高槻線を経て起点に至る線（都市計画道路、市道安満新町天神線及び市道高槻駅松原線以外の道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域
枚方市駅周辺地域	枚方市の区域のうち、大垣内町三丁目六百七十六番と大垣内町二丁目五百二十五番との境界線を延長した線と天野川との交差点を起点とし、順次同河川、府道北河内自転車道線の西側端線、新町二丁目三百番二十四、同丁目一番及び同丁目二百八十二番一と同丁目三百番十五との境界線並びに同線を延長した線、同丁目二百八十二番一と同丁目二百八十五番一との境界線、同丁目二百八十二番五と同丁目二百八十五番一及び同丁目二百八十五番二との境界線並びに同線を延長した線、府道京都守口線の南側端線、市道新町岡南一号線の西側端線及び同線を延長した線、市道岡本町三矢一号線の南側端線、府道枚方茨木線の南側端線、市道岡東山之上東一号線の東側端線、市道中部区画四号線の西側端線、市道中部区画一号線の南側端線、市道中部区画一号線の東側端線並びに大垣内町三丁目千七十一番一、同丁目千七十一番二及び同丁目六百七十六番と大垣内町二丁目五百二十五番との境界線並びに同線を延長した線を経て起点に至る線（河川にあつては、その中心線）で囲まれた区域
神戸ポートアイランド西地域	神戸市中央区の区域のうち、港島一丁目、港島中町八丁目及び港島南町一丁目から七丁目までの区域
神戸都心・臨海地域	神戸市中央区の区域のうち、市道葺合南四十一号線と一般国道二号線との交差点を起点とし、順次同国道、市道葺合南百四十四号線、市道六甲道三宮線、市道葺合南百四十三号線、市道若菜神戸駅線、市道葺合北百三十九号線、市道葺合北百五十八号線、県道新神戸停車場線、市道生田前線、市道鯉川線、市道生田北百三十九号線、市道生田北二百九号線、市道山

	岡山駅周辺 ・表町地域	広島都心地域
手幹線、市道花隈線、市道生田南十八号線、市道鯉川線、市道花時計線、市道神戸方面第三百三十号線、市道北町線、市道東町線、市道葺合南六十号線、新港町と加納町六丁目、浜辺通六丁目及び小野浜町との境界線、小野浜町五番及び小野浜町三番と小野浜町二番との境界線、一般国道二号線、市道梅香浜辺通脇浜線並びに市道葺合南四十一号線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域、小野浜町（三番（臨港地区内の区域であつて分区が指定されていない区域に限る。）に限る。）の区域及びこれに隣接する道路の区域並びに新港町、波止場町、弁天町（一番に限る。）及び東川崎町一丁目（九番に限る。）の区域	岡山市北区の区域のうち、県道後楽園線と市道天神町六号線との交会点を起点とし、順次同市道、市道蕃山町五号線、市道野田屋町十六号線、市道野田屋町十一号線、市道駅前町四号線、市道南方・柳町線、市道奉還町六十一号線、市道奉還町一号線、市道奉還町四十五号線、市道駅元町二号線、市道駅元町二十号線、市道駅元町十二号線、市道下石井三号線、市道下石井十四号線、市道東島田町・下石井線、市道南方・柳町線、一般国道二号線、市道本町・柳町線、市道東島田町・内山下線、市道富田町・富田線、市道田町一号線、市道田町二号線、市道田町三号線、市道田町八号線、一般国道五十三号線、市道柳町・表町線、県道岡山吉井線及び県道後楽園線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域	広島市中区、東区及び南区の区域のうち、市道東五区四十号線と市道東五区六号線との交会点を起点とし、順次同市道、市道東五区百六十七号線、県道東海田広島線、市道南一区松原京橋線、猿猴川、市道南一区駅前吉島線の西側端線、市道南三区中広宇品線、市道南三区三号線、市道南三区七号線、市道中一区百五号線、市道中一区九十一号線、市道中一区百八号線、市道中一区九十八号線、市道中一区中広宇品線、一般国道五十四号線、市道中一区八十

域 福 山 駅 南 地	
福山市の区域のうち、市道城見伏見一号線の東側端線と西日本旅客鉄道山陽本線の中心線との交会点を起点とし、順次同鉄道の中心線、市道三之丸一号線の西側端線、市道西町三之丸一号線の南側端線、市道東桜町三号線の西側端線、市道桜町線の中心線、市道福山駅箕島線	八号線の北側端線及び同線を延長した線、旧太田川、一般国道百八十三号線、市道中一区二百十五号線、市道中一区二百七十三号線、市道中一区二百七十四号線、一般国道五十四号線、市道中一区二百五十六号線、市道中一区御幸橋三篠線、市道中一区駅前吉島線、市道中一区比治山庚午線、市道中一区百三十九号線、市道中一区百六十六号線、市道中一区百四十号線、市道中一区百五十九号線、市道中一区百四十二号線、市道中一区百五十三号線、市道中一区百四十三号線、市道中一区百四十七号線、市道中一区百三十四号線、市道中一区百四十六号線、市道南三区十四号線、市道南三区二十五号線、市道南三区二十七号線、県道広島海田線、市道南三区九号線、市道南三区中広宇品線、市道南一区十二号線、猿猴川、県道広島海田線、市道南一区天満矢賀線、市道南一区二十三号線の南側端線、市道南一区二十二号線、市道南一区二十八号線、市道南一区二十九号線、県道広島海田線、市道南一区四十八号線、市道南一区四十一号線、市道南一区三十八号線、西日本旅客鉄道山陽本線、市道南一区天満矢賀線、市道東五区百三十五号線、市道東五区百三十八号線、市道東五区百四十六号線、市道東五区百四十四号線、市道東五区百四十号線、市道東五区四十二号線、市道東五区四十九号線、市道東五区三十九号線並びに市道東五区四十号線を経て起点に至る線（市道南一区駅前吉島線、市道中一区八十八号線及び市道南一区二十三号線以外の道路、河川又は鉄道にあつてはその中心線とし、市道南一区二十三号線から市道南一区二十二号線に移るにはその最初の交会点から移るものとする。）で囲まれた区域、同区西蟹屋三丁目（十五番に限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域

高松駅周辺 ・丸亀町地	の中心線、市道福山駅手城線の南側端線及び市道城見伏見一号線の東側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域
地域	高松市の区域のうち、臨港道路玉藻地区玉藻一号線と市道浜ノ町錦町線との交差点を起点とし、順次同市道、市道港頭五号線、市道瀬戸内町十一号線、市道瀬戸内町十三号線、市道瀬戸内町十二号線、市道浜ノ町中央線、市道高松海岸線、市道西の丸町八号線、県道高松停車場栗林公園線、一般国道三十号線及び臨港道路玉藻地区玉藻一号線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域、西内町（市道西内町兵庫町二号線以東の区域に限る。）及び兵庫町（市道兵庫町鍛冶屋町線の中心線以西の区域に限る。）の区域並びに市道丸の内一号線と県道高松港線との交差点を起点とし、順次同県道、市道兵庫町丸の内線、市道内町百一号線、市道兵庫町鍛冶屋町線、一般国道十一号線、市道片原町古馬場線、市道片原町沖松島線、市道片原町百一号線、市道内町三三三号線及び市道丸の内一号線を経て起点に至る道路の中心線（市道兵庫町丸の内線にあつては、その西側端線）で囲まれた区域
小倉駅周辺 地域	北九州市小倉北区の区域のうち、市道浅野一号線と市道浅野三十二号線の北側端線との交差点を起点とし、順次同市道の北側端線、市道浅野十四号線の北側及び西側端線、市道浅野三十三号線、市道浅野五号線、一般国道百九十九号線、市道浅野四号線、市道浅野京町一号線、市道室町一号線、県道長行田町線、城内と室町一丁目との境界線、紫川、市道砂津城内一号線、県道三萩野魚町線、市道魚町馬借一号線、一般国道百九十九号線、市道米町七号線、市道京町十四号線、市道浅野六号線、一般国道百九十九号線並びに市道浅野一号線を経て起点に至る線（市道浅野三十二号線及び市道浅野十四号線以外の道路又は河川にあつては、その中心線）で囲まれた区域、浅野三丁目九番の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域

福岡箱崎地域	福岡香椎・臨海東地域	福岡都心地域
福岡市東区の区域のうち、市道筥松百六十三号線の南側端線と宇美川の西側端線との交差点を起点とし、順次同河川の西側端線、多々良川の西側端線、一般国道三号線の西側端線、市道箱崎久原線の南側端線、県道福岡直方線の南側端線、九州旅客鉄道鹿児島線の東側端線、市道箱崎百五十七号線の南側及び東側端線、市道筥松百七十四号線の南側端線並びに市道筥松百六十三号線の東側及び南側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域	福岡市東区の区域のうち、香椎駅前一丁目及び二丁目、香椎駅東一丁目、千早四丁目及び五丁目、水谷二丁目、松崎四丁目並びに名島二丁目から五丁目までの区域（香椎駅周辺土地区画整理事業及び香椎副都心土地区画整理事業の施行区域に限る。）並びに千早六丁目、香椎団地並びに香椎浜三丁目及び四丁目の区域（福岡都市計画道路三・二・百九十一香椎アイランド線に相当する線以南で福岡都市計画道路三・五・百十五香椎浜線に相当する線以东の区域に限る。）並びにこれらの区域に介在する道路の区域	福岡市中央区及び博多区の区域のうち、那珂川と市道千鳥橋唐人町線との交差点を起点とし、順次同市道、市道那の津千四百五十二号線、市道長浜千四百四十九号線、市道長浜博多駅一号线、市道長浜博多駅二号线、一般国道二百二号线、市道今泉七百十号線、市道薬院六百四十二号線、市道博多駅草ヶ江線、市道博多駅前八十八号線、市道博多駅前九十三号線、市道博多駅南二千四百二十四号線、市道博多駅南二千四百八十二号線、市道博多駅南二千四百七十一号線、市道博多駅東二千五百七号線、市道博多駅山王線、市道博多駅東二千五百二十九号線、市道博多駅前線、市道博多駅前十号線、一般国道二百二号线、県道博多停車場線、県道博多港線、市道博多姪浜線及び那珂川を経て起点に至る道路又は河川の中心線で囲まれた区域

	長崎中央地域
福岡市博多区の区域のうち、港中 A―十五臨港道路と海岸線との交差点を起点とし、順次海岸線、那珂川の東側端線、市道千鳥橋唐人町線、市道築港本町四百七十五号線、市道石城町四百八十七号線、市中 A―五臨港道路、市中 B―四臨港道路、港中 A―十四臨港道路、市中 B―七臨港道路、市中 A―三臨港道路、港中 A―十二臨港道路及び港中 A―十五臨港道路を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域	長崎市の区域のうち、市道新大工町西山一号線と市道馬町中川一号線との交差点を起点とし、順次同市道、一般国道三十四号線、市道勝山町上町一号線、市道上町玉園町一号線、市道大黒町上町二号線、市道大黒町西坂町一号線、市道西坂町線、一般国道二百二号線、一般国道二百六号線、市道茂里町三号線、県道長崎式見港線、元船町七号臨港道路、北緯三二度四四分四三秒・六七東経一二九度五二分一四秒・五九の地点から北緯三二度四四分四一秒・九一東経一二九度五二分一四秒・六五の地点まで引いた線、臨港道路常盤元船線、梅ヶ崎・常盤町臨港道路、北緯三二度四四分一四秒・七八東経一二九度五二分一二秒・〇二の地点から北緯三二度四四分一三秒・八九東経一二九度五二分一〇秒・六四の地点まで及び同地点から北緯三二度四四分一三秒・三七東経一二九度五二分一〇秒・〇六の地点までそれぞれ引いた線、一般国道四百九十九号線、市道銅座町新地町一号線、市道新地町銅座町一号線、市道出島町籠町一号線、市道銅座町新地町一号線、市道浜町油屋町一号線、市道浜町伊勢町線、市道賑町鍛冶屋町一号線、市道浜町伊良林一号線、市道浜町伊勢町線、一般国道三十四号線並びに市道新大工町西山一号線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域、元船町（県道長崎式見港線の中心線以西の区域に限る。）の区域並びに松が枝町、小曾根町及び浪の平町の区域（一般国道四百九十九号線の中心線以东の区域を除く。） 那覇市の区域のうち、市道泉崎西線と市道泉崎四号との交差点を起点とし、順次同市道、那

東地域 覇広域都市計画道路三・六・那一号旭橋崇元寺線の東側端線に相当する線、沖縄都市モノレール旭橋駅の北端線及び同線を延長した線、一般国道五十八号線、一般国道三百二十九号線、市道旭町八号、一般国道三百二十九号線及び市道泉崎西線を経て起点に至る線（都市計画道路以外の道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域	備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによつて表示されたものとする。 一 秋葉原・神田地域、大崎駅周辺地域、阿倍野地域及び大阪コスモスクエア駅周辺地域 平成十四年七月一日 二 千葉駅周辺地域、横浜上大岡駅西地域、浜川崎駅周辺地域、京都南部油小路通沿道地域及び神戸ポートアイランド西地域 平成十四年十月三日 三 さいたま新都心駅周辺地域、柏駅周辺地域、岐阜駅北・柳ヶ瀬通周辺地域、高松駅周辺・丸亀町地域及び那覇旭橋駅東地域 平成十五年六月二十五日 四 川口駅周辺地域、本厚木駅周辺地域、千里中央駅周辺地域、高槻駅周辺地域及び福山駅南地域 平成十六年四月十二日 五 難波・湊町地域 平成十九年一月十五日 六 川崎駅周辺地域、名古屋臨海地域及び福岡香椎・臨海東地域 平成二十三年九月二十六日 七 品川駅・田町駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域及び福岡都心地域 平成二十三年十一月十日 八 札幌都心地域及び岡山駅周辺・表町地域 平成二十五年五月二十四日 九 池袋駅周辺地域、相模原橋本駅周辺・相模原駅周辺地域、名古屋駅周辺・伏見・栄地域、京都駅周辺
---	---

地域及び小倉駅周辺地域 平成二十七年五月二十六日

十 羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域 平成二十八年十月二日

十一 大宮駅周辺地域、東京都心・臨海地域及び中部国際空港東・常滑りんくう地域 平成二十九年五月二十一日

十二 新宿駅周辺地域、横浜都心・臨海地域、福井駅周辺地域及び堺東駅西地域 平成三十年六月二十四日

十三 枚方市駅周辺地域 令和元年九月二十五日

十四 仙台都心地域、大阪城公園周辺地域、広島都心地域及び長崎中央地域 令和二年五月二十日

十五 松戸駅周辺地域、新潟都心地域及び福岡箱崎地域 令和三年五月十三日

十六 神戸都心・臨海地域 令和四年三月十五日

○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「都市開発事業」とは、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備に関する事業（これに附帯する事業を含む。）のうち公共施設の整備を伴うものをいう。

2 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

3 この法律において「都市再生緊急整備地域」とは、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域をいう。

4 この法律において「都市の国際競争力の強化」とは、都市において、外国会社、国際機関その他の者による国際的な活動に関連する居住者、来訪者又は滞在者を増加させるため、都市開発事業等を通じて、その活動の拠点の形成に資するよ

う、都市機能を高度化し、及び都市の居住環境を向上させることをいう。

5 この法律において「特定都市再生緊急整備地域」とは、都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で定める地域をいう。